

公共工事に係る不正行為の再発防止対策  
報告書

令和元年 10 月

西宮市公共工事不正行為再発防止対策委員会



## はじめに

本資料は、本市が発注した公共工事に関連して、上下水道局と土木局の職員が相次いで官製談合防止法違反の罪に問われた事件について、これまでに把握できた事実関係や調査結果をもとに、各方面からの意見も集約して、再発防止に向けた対策を取りまとめたものです。

今回の事件は、本市に対する市民の信頼を著しく失墜させるとともに、公務の公平性を損なわせる極めて憂慮すべき事態となりましたが、市では、「西宮市公共工事不正行為再発防止対策委員会」（以下「対策委員会」）を設置し、事件の発生に至った背景や動機を把握するとともに、他市の事例も参照しながら、外部の有識者にも意見を求め、職員の倫理意識の向上策や入札・契約制度にかかる改善策等について検討を進めてきました。

今後は、本資料に記載した「再発防止対策」の内容に沿って、同様の不祥事が二度と起こらないような取り組みを継続的に行ってまいります。

## 目 次

1	事件の経緯.....	1
2	逮捕の原因となった入札案件.....	1
3	対策委員会の組織及び開催状況.....	2
4	緊急的に講じた措置.....	3
5	事実の確認、情報の把握・整理.....	3
6	情報漏えいに至る経緯・動機等.....	4
7	公共工事に関わる職員への調査結果の概要.....	5
8	入札制度等に関する他自治体への照会結果の概要.....	6
9	再発防止に向けた課題の抽出.....	7
10	情報管理の徹底等による再発防止策.....	8
11	研修等による再発防止策.....	8
12	入札・契約制度や業務の実施体制の見直し等による再発防止策.....	9
13	再発防止策の着実な実行と効果の検証.....	11
14	資料.....	11

## 1 事件の経緯

年 月 日	内 容
平成31年1月29日	官製談合防止法違反容疑で下水建設課副主査が逮捕される
	公契約関係競売入札妨害容疑で請負業者である大喜建設(株)の技術管理部長、土木工事部次長が逮捕される
平成31年1月30日	兵庫県警察本部が上下水道局庁舎、市役所本庁舎を家宅捜索
平成31年2月12日	官製談合防止法違反容疑で道路建設課副主査が逮捕される
	公契約関係競売入札妨害容疑で大喜建設(株)の技術管理部長が再逮捕される
平成31年2月13日	兵庫県警察本部が市役所本庁舎を家宅捜索
平成31年2月18日	「西宮市公共工事不正行為再発防止対策委員会」を設置
平成31年2月18日	神戸地方検察庁が下水建設課副主査を起訴
平成31年3月4日	神戸地方検察庁が道路建設課副主査を起訴
令和元年5月17日	神戸地方裁判所で初公判
令和元年5月31日	神戸地方裁判所で道路建設課副主査の第2回公判
令和元年6月18日	神戸地方裁判所で下水建設課副主査の第2回公判
令和元年6月19日	道路建設課副主査に対する判決(懲役1年6箇月、執行猶予3年)
令和元年7月1日	職員2名に対し懲戒免職処分
令和元年7月2日	業者職員に対する判決(1名は懲役1年2箇月、執行猶予3年。もう1名は懲役1年、執行猶予3年。)
令和元年7月3日	下水建設課副主査に対する判決(懲役1年6箇月、執行猶予3年)

## 2 逮捕の原因となった入札案件

### (1) 下水建設課 副主査関連

#### ① 公共下水道新設(平木町雨水渠整備その2)工事

工事担当課：下水建設課

開札日：平成29年6月23日

落札者：大喜・ワタナベ忠電特定建設工事共同企業体

入札方式：一般競争入札(総合評価)、最低制限価格を採用

予定価格(税抜き)：281,570,000円

最低制限価格(税抜き)：251,060,300円

落札金額(税抜き)：251,100,000円 (最低制限価格との差額39,700円)

### (2) 道路建設課 副主査関連

#### ① 西第448号線道路改良(鷲林寺2丁目)工事

工事担当課：道路建設課

開札日：平成29年5月29日

落札者：大喜建設 株式会社

入札方式：一般競争入札  
予定価格（税抜き）：75,564,000 円  
最低制限価格（税抜き）：66,856,200 円  
落札金額（税抜き）：66,865,000 円 （最低制限価格との差額 8,800 円）

## ② 法面補強（満池谷墓地）工事

工事担当課：道路建設課  
開札日：平成 30 年 8 月 21 日  
落札者：大喜建設 株式会社  
入札方式：一般競争入札  
予定価格（税抜き）：46,008,000 円  
最低制限価格（税抜き）：40,739,600 円  
落札金額（税抜き）：40,739,800 円 （最低制限価格との差額 200 円）

## 3 対策委員会の組織及び開催状況

### （1）組織（資料 1 参照 P.1）

委員長：北田副市長  
副委員長：田村副市長、青山上下水道事業管理者  
委員：総務局長、都市局長、土木局長、上下水道局次長

### （2）開催状況

#### 第 1 回：平成 31 年 2 月 19 日（火）

- ・これまでの経緯・事実関係の確認
- ・再発防止に向けた検討項目の整理

#### 第 2 回：平成 31 年 2 月 25 日（月）

- ・公共工事に関わる職員への聞き取り実施を決定
- ・「公共工事に係る不正行為の再発防止について」の文書発出を決定

#### 第 3 回：平成 31 年 3 月 6 日（水）

- ・上下水道局逮捕職員への聞き取り内容に関する確認
- ・外部有識者の候補者を決定
- ・他自治体への文書照会により取組み状況を把握することを決定
- ・職員向け研修を早期に実施することを決定

#### 第 4 回：平成 31 年 3 月 26 日（火）

- ・土木局逮捕職員への聞き取り内容に関する確認
- ・他自治体への文書照会の照会先・照会内容を決定

#### 第 5 回：令和元年 5 月 13 日（月）

- ・職員向け研修「入札談合の防止に向けて」の実施内容を確認
- ・他自治体への文書照会結果の概要を確認
- ・公共工事に関わる職員への聞き取り内容に関する確認

#### 第6回：令和元年5月27日（月）

- ・外部有識者に対策委員会への出席を求め、確認した事実関係を説明
- ・今後の再発防止に向けた取組み内容について検討

#### 第7回：令和元年8月9日（金）

- ・職員アンケートの結果を確認
- ・不正行為の再発防止に向けた対策について検討

#### 第8回：令和元年8月26日（月）

- ・外部有識者に対策委員会への出席を求め、再発防止に向けた対策案について意見聴取

## 4 緊急的に講じた措置

これまで対策委員会では、抜本的な対策を講じるまでの間の措置として、以下の対策を講じてきました。

### （1）文書の発出（資料2参照 P.5）

不正行為再発防止のための基本的な遵守事項の周知を図るため、「公共工事に係る不正行為の再発防止について」を平成31年2月25日付で庁内に発出。

### （2）職員の研修（資料3参照 P.7）

令和元年6月10日に公正取引委員会から講師を招き、官製談合防止法に関する職員研修「入札談合の防止に向けて」を職員214名（主に技術職員）に対して実施。この研修の資料を基に職場研修を始めています。なお、令和2年1月にも未受講者を対象とし同様の研修を実施予定。

## 5 事実の確認、情報の把握・整理

事実関係の確認、情報の把握・整理のため、対策委員会として以下の調査・照会等を行いました。

### （1）逮捕された職員への聞き取り

事実関係の確認とあわせて事件の背景・動機等を把握するため、逮捕された下水建設課副主査と道路建設課副主査に対して、所属長及び人事部局が聞き取りを実施するとともに、起訴後の公判の傍聴などにより事件に係る事実関係を確認しました。

### （2）公共工事に関わる職員への聞き取り

平成31年2月下旬から3月中旬に公共工事の設計、積算、工事監督及び工事設計書の決裁や入札・契約などの業務に関わる職員（事務職員49名、技術職員249名、合計298名）に対し、職場の環境や職員意識の現状を把握し、再発防止に向けた課題等を抽出するため、聞き取り調査を実施しました。

また、令和元年7月に同じく公共工事に関わる職員（事務職員49名、技術職員250名、合計299名）に対し、前回聞き取り時の内容の再確認や研修の効果等に関するアンケート調査を実施しました。

### (3) 入札制度等に関する他自治体への照会

入札情報漏えい防止に関する他自治体の取組み状況を把握するため、指定都市、中核市及び兵庫県、大阪府、京都府下で最低制限価格にランダム係数等を導入している自治体（全 90 自治体）に対して文書照会による調査を実施し、77 の自治体から回答を受領しました。

### (4) 外部有識者への説明等

令和元年 5 月 27 日に行われた第 6 回対策委員会開催時に、外部有識者（弁護士、公認会計士、大学教授の計 3 名）に委員会への出席を求め、職員への聞き取り結果、他自治体への照会結果等について事実関係を説明したうえで、今後の取組みの方向性等について意見交換を行いました。さらに、8 月 26 日には外部有識者に再発防止対策案の内容について意見を聴取し、「必要な対策が盛り込まれており、総合的に機能させることで、再発防止の効果が期待できる。」などの意見をいただきました。

## 6 情報漏えいに至る経緯・動機等

これまでに確認できた事実関係及び逮捕された職員への聞き取り等により把握した情報漏えいに至る経緯・動機等は次のとおりです。

### (1) 下水建設課 副主査

- ① 平成 26 年度、大喜建設が受注した下水道工事を担当した際、大喜建設を優秀な業者であると認識した。
- ② 当該工事の際、現場代理人である A 氏（大喜建設土木工事部次長）らと居酒屋で会食し、A 氏との付き合いが始まった。逮捕時までの A 氏との会食回数は計 30 回程度。なお、複数回の会食に上司職員が同席。
- ③ 平成 27 年度、下水道工事を発注する際、A 氏から工事を受注したいとの依頼を受け、大喜建設なら現場をうまく運ぶことができるのではないかと考え、設計金額を漏えいした。
- ④ 情報漏えいは逮捕の原因となった工事も含めて計 4 件（うち 2 件を大喜建設が受注）。
- ⑤ 工事の設計金額等の情報漏えいが違法行為であることは認識していたが、何度も会食を重ねるたびに懇意になり、罪悪感が薄れていた。
- ⑥ 会食時の支払い以外に情報漏えいの見返りとしての金銭等の授受はなかった。
- ⑦ 道路建設課副主査と仕事上の接点はなかった。

### (2) 道路建設課 副主査

- ① 平成 25 年度、大喜建設が受注した工事において、現場代理人である B 氏（大喜建設技術管理部長）と面識を持った。
- ② 平成 29 年度、道路工事を発注する際、B 氏から会食に誘われ、設計金額の教示を依頼された。B 氏に対する親しみと信頼感から、大喜建設に受注してもらいたいとの気持ちもあり、その後の会食時に設計金額を漏えいした。逮捕時までの



B氏との会食回数は計5回程度。

- ③ 情報漏えいは逮捕の原因となった工事も含めて計3件（うち2件を大喜建設が受注）。
- ④ 工事の設計金額等の情報漏えいが違法行為であることは認識していたが、逮捕されてから罪の大きさを知った。
- ⑤ 会食時の支払い以外に情報漏えいの見返りとしての金銭等の授受はなかった。
- ⑥ 下水建設課副主査と仕事上の接点はなかった。

## 7 公共工事に関わる職員への調査結果の概要

### (1) 平成31年2月から3月までに実施した聞き取り調査（資料4参照 P.9）

公共工事に関わる職員への聞き取り結果の概要は以下のとおりです。

- ① 「問1 業者から入札情報（予定価格・最低制限価格等）に関しての問合せを受けたことがあるか？」に対し、26人（約9%）が「はい」と回答。
- ② 「問2 他の職員が問い合わせを受けたことを見聞きしたことがあるか？」に対し、12人（約4%）が「はい」と回答。
- ③ 「問3 業者から会食等の誘いを受けたことがあるか？」に対し、12人（約4%）が「はい」と回答。
- ④ 「問4 他の職員が会食等の誘いを受けるのを見聞きしたことがあるか？」に対し、11人（約4%）が「はい」と回答。
- ⑤ 「問6 業者との打合せは、ほとんど一人で行っているか？」に対し、103人（約35%）が「はい」と回答。
- ⑥ 「問9 業者と個人所有の携帯電話での連絡を取り合っているか？」に対し、47名（約16%）が「はい」と回答。
- ⑦ 「問10 入札前情報（予定価格等）は、設計者以外に漏えいすることのないように管理されているか？」に対し、71人（約24%）が「いいえ」と回答。
- ⑧ 「問14 官製談合防止法の主旨を知っていたか？」に対し、49人（約16%）が「いいえ」と回答。
- ⑨ 「問20 官製談合防止法や入札情報漏えいに関する研修を受けたことがあるか？」に対し、211人（約71%）が「いいえ」と回答。
- ⑩ 「問21 職場内で、官製談合防止法や入札情報漏えいに関する話し合いや指導をしていたか？」に対し、180人（約61%）が「いいえ」と回答。
- ⑪ 「問22 技術力の高い業者への期待などの理由から特定の業者が受注することを期待するか？」に対し、176名（約59%）が「はい」と回答。
- ⑫ 「問24 仕事上の悩みなどを相談できる同僚や先輩はいるか？」に対し、11人（約4%）が「いいえ」と回答。
- ⑬ 「問26 職場全体として、非公表の情報を管理している意識はあったか？」に対し、28人（約9%）が「いいえ」と回答。

## (2) 追加で実施した調査

上記(1)の聞き取り調査の結果における「業者から入札情報に関しての問合せを受けたことがある。」や「業者から会食等の誘いを受けたことがある。」との回答に対して、今回と同様の事案が起きていないかをそれぞれ確認しましたが、入札情報の漏えいに至った事実は認められませんでした。

また、令和元年7月に追加で実施した公共工事に関わる職員に対するアンケート調査において、「業者から入札情報(予定価格・最低制限価格等)に関する問い合わせや会食の誘いを受けたことがあるか。」と業者名や内容も含めて再度質問したところ、大喜建設以外の複数の業者からも問い合わせや誘いがあったことが分かりました。

なお、このアンケート調査では、職員研修に関する質問もしており、その結果は以下のとおりでした。

- ① 「新入職員研修、ステップアップ研修等で、贈収賄や官製談合等の事業者との不適切なかかわりに関する研修を受けたことがあるか？」に対し、92人(約31%)が「受けていない、又は受けていないと思う。」と、23人(約8%)が「わからない。」と回答。
- ② 上記質問で「受けた、又は受けたと思う。」と答えた職員への研修の方法に関する質問(複数回答可)に対し、下表のとおり回答。

	講義	DVD・ビデオ視聴	ワークショップ・グループ討議	その他	わからない	無回答	合計
20代	39	9	0	0	2	0	50
30代	65	3	2	4	1	0	75
40代	20	2	1	0	2	0	25
50代	30	14	4	0	0	1	49
60代	8	0	0	0	0	0	8
合計	162	28	7	4	5	1	207

事業者との不適切なかかわりに関する研修について、50代職員が受講対象であった当時は講義とビデオ視聴を主としていました。近年では講義に加え、事例研究的要素を柔軟に取り入れるため、ワークショップ・グループ討議を主としています。

## 8 入札制度等に関する他自治体への照会結果の概要

他の自治体への照会結果の概要は以下のとおりです。

- ① 入札情報漏えい防止を理由として、ランダム係数や変動型最低制限価格を導入している自治体が多く見られた。
- ② ランダム係数を導入したことにより、入札不調が増えたことを理由として導入を取りやめた自治体があった。また、係数かける前の額が漏えいし事件化した

ケースもあった。しかしながら、導入自治体の多くは一定の効果が期待できるものと捉え、継続的に実施していた。

- ③ 変動型最低制限価格を導入したことにより、落札率が著しく下がったことを理由として導入を取りやめた自治体があった。また、事務の煩雑化をデメリットと捉えている自治体があった。しかしながら、導入自治体の多くは一定の効果が期待できるものと捉え、継続的に実施していた。
- ④ 官製談合防止法違反の発生を防ぐため、公正取引委員会から講師を派遣してもらい、研修を実施している自治体が多く見られたが、官製談合防止法違反に特化したマニュアルを作成している自治体は少なかった。
- ⑤ 「積算システムで他の担当者の案件を閲覧できないように設定している。」「書類の保管場所に留意している。」「契約担当部局の執務室は退庁時に施錠している。」「予定価格調書は金庫で保管している。」など、自治体ごとに、それぞれ情報管理の取組みを工夫していた。
- ⑥ 報道等による談合情報を職場内で共有するなど、職員の意識づけに関する取組みをしている自治体が見られた。

## 9 再発防止に向けた課題の抽出

これまでに把握・整理した情報等を踏まえ、対策委員会として、再発防止に向けた対策を検討するうえでの課題を以下の通り抽出しました。

- ① 事件の背景として、逮捕された職員のコンプライアンス意識の低さとともに職場内で違法行為を未然に防止する取組みが欠如していたと考えられることから、すべての職員一人ひとりのコンプライアンス意識を向上させる仕組みづくりとともに、組織として職員の意識向上に向けた取組みを継続的・定期的に行うことが必要。
  - ② 逮捕された職員は、いずれも業者と個人的な会食の機会を持ったことが情報漏えいの引きがねとなっていることから、利害関係者との不適切な会食の機会を根絶する取組みが必要。
  - ③ 官製談合防止法違反も含め、公共工事に関連する違法行為の実例と、それらの罪を犯した場合の代償等を具体的に職員に周知することが必要。
  - ④ 外部から何らかの不当な働きかけがあった場合に、必ず上司に相談・報告することを徹底する取組みが必要。職員のコンプライアンス意識の向上とあわせて、常に組織的な対応ができるような対策が必要。
  - ⑤ 業者側の設計金額、最低制限価格等を知ろうとする行為を未然に防止するとともに、業者の不正行為を抑止する入札・契約制度の検討が必要。
  - ⑥ 積算業務と工事監理業務を分離するなど、入札情報の漏えい防止の観点から、積算担当者が業者と関わる機会を減らすための対策が必要。
  - ⑦ 一部の職場で入札情報(予定価格、最低制限価格等)の管理に不備があったことが判明したことから、情報管理を徹底して情報漏えいのリスクを下げる取組みが必要。
- 以上の抽出した課題を踏まえ、次のとおり再発防止に向けた対策を実施します。

## 10 情報管理の徹底等による再発防止策

### (1) 情報管理の徹底に関する手引き（資料5参照 P.15）

設計積算・入札情報の管理を徹底するため、現在、行っている情報管理の方法とともに、新たな対応も取り入れた、情報管理の手法や必要な対応を示した手引きとして、「設計積算・入札情報管理の手引き」を作成しました。設計積算・入札情報に関わる職員は、この手引きに沿って情報管理の徹底に努めます。

### (2) 官製談合防止指針（資料6参照 P.19）

利害関係のある業者への対応や職場での取り組みなど、職員が守るべき行動を示した「公共工事に関わる職員の官製談合防止指針」を作成しました。この指針では官製談合を起こさない職場づくりや不正な働きかけに対する対応などについてまとめています。公共工事に関わる全ての職員はこの指針を熟読し、二度とこのような事が起きないように取り組みます。

## 11 研修等による再発防止策

### (1) 公務員倫理研修の改善

現在の公務員倫理研修は、組織のそれぞれの立場において必要とされる姿勢やマネジメント手法を習得することを目的とし、「新入職員採用時研修」「ステップアップ研修（主に採用後10年目までの職員）」「係長・課長昇任研修」において実施しています。

個々の職員が「職員倫理意識の向上」「風通しの良い職場環境づくり」に貢献できるように、これまで実施してきた公務員倫理研修の内容に加え、効果的に映像資料を活用するなど、気づき・学びの場としての職場外研修の改善に着手します。また、今回の事案を具体的事例として最大限活用するとともに、罪を犯した場合の懲戒処分基準等についても周知を図ります。これらの取組みは、令和元年度から開始します。

### (2) 官製談合防止に関する研修の実施

官製談合防止に関する研修を公共工事の受注者とかかわる機会がある技術職員や契約事務関係職員に対し、公正取引委員会等の外部講師を招いた集合研修をすでに実施しており、今後も定期的に行います。

また、NAIS-NETを利用したeラーニングによる研修を毎年度行います。実施月は9月から11月までを予定しています。この取組みは令和2年度から開始します。

### (3) 啓発を目的とした文書の発出（資料7参照 P.27）

各職場で新体制での業務が始まる4月に、不祥事の再発防止を啓発する文書「不祥事再発防止のための留意事項について」を全課に送信します。主な内容は次のと

おりです。

- ① 利害関係者から金品を一方的に贈りつけられた場合の対応について
- ② 業者から入札情報（予定価格・最低制限価格等）などの不正な情報提供要求があった場合の対応について
- ③ 「内部公益通報制度」の活用について

また、全課送信の際は、参考として次の資料を添付することとします。

- ・ 不祥事再発防止のために（全職員対象用）
- ・ 設計積算・入札情報管理の手引き（公共工事に関わる職員対象用）
- ・ 公共工事に関わる職員の官製談合防止指針（公共工事に関わる職員対象用）

#### **（４）各職場における研修・取組み（資料８参照 P.29）**

現在実施している人事評価面談の場を活用し、「職員倫理意識の向上」「風通しの良い職場環境づくり」を推進します。

期初の人事評価面談時には、各職場で上記啓發文書とその添付資料の概要を説明する研修を行います。評価者から被評価者へ（課長から係長、係長から係員へ）それぞれ説明し、各職員が自発的に内容を把握するよう促します。また、罪を犯した場合の懲戒処分の基準等についても説明するとともに、「風通しの良い職場づくり」を目標として職場環境づくりを進めていることを各職員に伝えます。

期末面談時には、期初面談で説明した内容に関するチェックリストを活用した確認を行います。チェック項目は市職員全体が当然意識すべき内容のもの以外にも、各職場オリジナルの要素も取り入れ、市民からより一層信頼される職場風土の醸成を図ります。

令和元年度の期末面談時よりチェックリストの活用を開始することとし、その他の取組みについては令和２年度から開始します。

#### **（５）職員ノートパソコンを活用したリマインド（資料９参照 P.31）**

基本的な公務員倫理観の意識醸成を改めて職員に浸透させるため、職員ノートパソコンを活用し、職員倫理の基本的事項の再確認を促すメッセージ画面をポップアップウィンドウにより表示させる取組みを令和元年８月から開始しました。

メッセージ画面には、西宮市職員倫理向上検討委員会が作成した啓発冊子「不祥事再発防止のために」で示した職員倫理に関するチェックリストから数項目を抜粋して掲載したほか、あわせて当該啓発冊子の周知も行いました。この取組みは、職員に再確認を促す仕組みとして、今後も定期的実施します。

## **12 入札・契約制度や業務の実施体制の見直し等による再発防止策**

### **（１）変動型最低制限価格制度の試行実施（資料１０参照 P.33）**

入札価格の平均額により最低制限価格を算定する「変動型最低制限価格」を一定額以上の案件で試行実施し、課題等の検証を行ったうえで、適用範囲を拡大する予定で

す。この取り組みは、事業者への周知を十分に行った後、速やかに実施します。

なお、変動型最低制限価格はランダム係数と比較した結果、次のような評価となり、情報漏えいのリスクがより低くなるものと考えられます。

	ランダム係数	変動型最低制限価格
最低制限価格の漏えいリスク	係数の幅を小さくせざるを得ないため、係数を掛ける前の価格と係数を掛けた後の最低制限価格に大きな差が生じにくい。また、ランダム係数を掛ける前の価格が漏えいする可能性が残る。	入札の結果で最低制限価格が決まるため、漏えい自体起こり得ない。
予定価格の漏えいリスク	積算能力が高い業者は、予定価格が分かればランダム係数を掛ける前の価格に近い額を算出できるので、不正な情報提供要求が行われる可能性が比較的高い。	最低制限価格の算定式で予定価格を使うため、予定価格を知れば多少有利にはなるが、最低制限価格が入札の結果で変動するため、落札に結び付く可能性は低く、不正な情報提供要求が行われる可能性は比較的低い。

## (2) 指名停止基準の改正による抑止力の強化

違法行為に対する抑止力を働かせるため、本市の指名停止基準のうち、市職員への贈賄、市発注工事等に対する競売入札妨害・談合における指名停止期間を次のとおり変更します。この改正は、令和元年度に行います。

市職員への贈賄	12 箇月 → 24 箇月
市発注工事における競売入札妨害又は談合	18 箇月 → 24 箇月

## (3) 総合評価落札方式の活用

総合評価落札方式は、予定価格が1億5千万円以上の工事で一定の条件を満たす案件を対象とし実施しています。

今後はこれ以外でも、工事の性質が価格のみの競争になじまないと工事所管課が判断し、総合評価検討会議で総合評価落札方式の採用が適していると認められた場合は、業者の技術力が適切に評価されるように、過去の工事成績等を考慮した総合評価落札方式を活用するよう促します。

毎年10月頃に送付する庁内への通知文書「総合評価競争入札適用案件調査について」にこの取組みを明記し、周知を図ります。

## (4) 同一積算担当者・同一落札業者に対する警告を発信する仕組みを構築

特定の積算担当者の工事に対し、同じ業者が最低制限価格に極めて近い額で繰り返し落札していた場合、その情報を直ちに把握できるようにするため、財務会計シ

システムの改修を実施します。

そのような情報を得た場合は、速やかに工事の設計・積算部署に連絡し、不正な行為が行われていないか確認を求めるとともに、積算内容と落札結果の関連についての検証を行い、その結果を入札監視委員会に報告します。

この仕組みの構築については、令和元年度にシステム改修を完了するよう取り組みます。

#### **(5) 設計・積算、工事監理業務の進め方について（資料 11 参照 P.35）**

現在、公共工事を実施するに当たっては、設計・積算・現場監理業務を同一の職員が担当し、工事の円滑化・効率化や職員のスキルアップを図っているところですが、設計金額を知り得る設計・積算業務の担当職員と現場監理業務の担当職員を分離することは、設計価格等の入札情報の漏えいリスクを低減させる一定の効果があるものと考えられます。このことから、設計・積算業務を一人の職員が行うのではなく、最終的に設計金額（予定価格）を算出する職員が直接その工事の現場監理業務を行わないよう設計業務と積算業務を別の職員が行うこととし、実施可能な部署から順次運用していきます。

### **13 再発防止策の着実な実行と効果の検証**

再発防止策として講じるこれら一連の取組みが、有機的・継続的に行われることが重要であることから、個々の再発防止策が、正しく着実に行われていることを定期的に確認するとともに、一定期間後に職員の意識調査を行うことなどにより、再発防止策の効果検証を行います。

### **14 資料**

- ・資料 1：西宮市公共工事不正行為再発防止対策委員会設置要綱 P.1
- ・資料 2：公共工事に係る不正行為の再発防止について P.5
- ・資料 3：技術職員研修【入札談合の防止に向けて】実施要領 P.7
- ・資料 4：「不正行為事案に係る職員ヒアリング」集計結果 P.9
- ・資料 5：設計積算・入札情報管理の手引き P.15
- ・資料 6：公共工事に関わる職員の官製談合防止指針 P.19
- ・資料 7：不祥事再発防止のための留意事項について P.27
- ・資料 8：面談時に使用するチェックリスト P.29
- ・資料 9：職員ノートパソコンを活用したリマンインド P.31
- ・資料 10：変動型最低制限価格制度の試行実施について P.33
- ・資料 11：設計・積算、工事監理業務の進め方について P.35